

○大洗町民間宅地開発事業補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日告示第 22 号)

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 22 号 平成 29 年 3 月 30 日告示第 17 号
平成 30 年 3 月 30 日告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宅地開発を促進し低廉な価格の宅地を分譲することで、定住化の誘導、人口流出の抑制を図るとともに、良質な住宅用地の供給と住宅団地内の優良な公共施設の整備を図るため、事業者が分譲を目的として実施した宅地開発事業の公共施設整備に対し、予算の範囲内において、大洗町民間宅地開発事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和 52 年大洗町規則第 22 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者で、町内において住宅団地の造成事業を行う者をいう。
- (2) 住宅団地とは、新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地であり、一団地の面積が 1,000 平方メートル以上で、一団地内の住宅用地の区画数のおおむね 70 パーセントについては、一区画あたりの住宅用地面積が 200 平方メートル以上であるものとする。
- (3) 公共施設とは、住宅団地内の道路(幅員が側溝を含む 6 メートル以上の舗装されている道路とする。)、公園、緑地、広場、側溝等で公共の用に供する施設をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、事業者により町内に造成される住宅団地で、町に帰属する公共施設にかかる用地部分とする。

(交付算定基準及び補助金額)

第 4 条 補助金の算定基準及び金額等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ大洗町民間宅地開発事業補助金交付申請書(様式第 1 号)及び事業計画書(様式第 2 号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、補助金を交付する事業者に対しての通知は、大洗町民間宅地開発事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた事業者は、補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、大洗町民間宅地開発事業補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業者は、第2条第3号に規定する公共施設の管理者への引き継ぎが完了した日から起算して、15日以内に大洗町民間宅地開発事業補助金完了実績報告書(様式第5号)及び事業実績書(様式第6号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、大洗町民間宅地開発事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、大洗町民間宅地開発事業補助金交付請求書(第8号)による事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 暴力団員(大洗町暴力団排除条例(平成23年大洗町条例第25号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配している等町長が特に不適格と認められたとき。

(4) その他、町長が適当でないとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(関係書類等の整備及び保存)

第13条 事業者は、補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付後、5年間整理保存しなければならない。

(補則)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、住宅団地造成工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請をした事業者で当該交付申請に係る交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 22 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日告示第 17 号)

この告示は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 26 号)

この告示は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

算定基準及び補助金額等

| | |
|----------|---|
| 補助金額算定方法 | 補助金の額は、開発区域の固定資産税評価額を開発区域面積で除した額に、公共施設の用地面積を乗じた額(1,000 円未満切捨て)とする。 ただし、開発区域が複数筆にまたがる場合は、当該区域内に含まれる土地の固定資産税評価額の合計額を、開発区域面積で除した額に、公共施設の用地面積を乗じた額(1,000 円未満切捨て)とする。 |
| 限度額 | 1 事業 5,000,000 円 |
| 固定資産税評価額 | 固定資産税評価額は、開発許可取得後に補助金を申請する時点のものとする。 |

様式第 1 号(第 5 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金変更承認申請書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金完了実績報告書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

事業実績書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金交付確定通知書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

大洗町民間宅地開発事業補助金交付請求書
[別紙参照]